

とくしま 農業委員会だより

第125号

令和6年7月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393・5394

次世代へ！つながる農業を目指して

応神町古川で農業を営んでいる伝藤俊介(つたふじしゅんすけ)さんを紹介します。俊介さん(40歳)は、妻の由希子さん、長男の蒼大くん(5歳)、父の一さん(69歳)の4人家族。

一さんの農業をする姿をそばで見ている、やりがいのある仕事だなと興味を持ちました。

そして、自分も農業に従事したいと思い、団体職員を退職し、由希さんと共に農業を始めました。

現在、ブロッコリー500a、水稻150a、ツルムラサキ5aを栽培しています。

色々な方の経験や知識を取り入れて実践し、上手くいった時に農業の喜びを感じるそうです。苦勞している点は、病害虫や台風等による被害に左右されること。安定した生産を行うために、トラクター等の農業用機械を追加し、農作業を効率よく行うため備えを充実させました。

さらに、高品質な作物を収穫できるよう日々勉強しながら成長していきたい。60歳まで毎年売上アップを継続し、先輩農家さん達に負けない農家を目指していくと将来に向けての目標を熱く語ってくれました。

蒼大くんも、一さんの横でお手伝い。ブロッコリーを扱う手付きも見事。家族で営む次世代の農業経営の光が見えるようです。



左から 俊介さん 由希子さん 蒼大くん 一さん



ブロッコリー大好き！



応神地区 農業委員
坂東 賢二

取材を終えて

農業の継承は難しい面が確かにありますが、伝藤さん家族を見ているとまだまだ農業も頑張っていけると心新たに思いました。

令和6年度の最適化活動の目標

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化活動を実施することとされており、毎年度目標を設定し、点検・評価を行っています。

※最適化活動とは … ①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進の3つの取組みを指します。

1 成果目標

(1) 農地の集積（令和11年度末までに、担い手への農地集積率67%を目指す。）

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,010 ha	927 ha	30.8 %
目 標	今年度の新規集積面積	今年度末の集積面積（累計）	（目標）今年度末の集積率
	182 ha	1,109 ha	36.8 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消

現 状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地（※1）面積	うち緑区分（※2）の遊休農地面積	うち黄区分（※3）の遊休農地面積
	49 ha	31 ha	18 ha
目 標	緑区分の遊休農地の解消目標面積	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	
	4 ha	3 ha	

※1 1号遊休農地とは… 現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地

※2 緑区分とは… 1号遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地

※3 黄区分とは… 1号遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業の利用を図るための条件整備が必要となる農地

(3) 新規参入の促進

現 状	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者
	8 経営体 2.6 ha	8 経営体 1.9 ha	16 経営体 3.6 ha
目 標	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 11.4 ha		

2 活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数 7日/月
- (2) 活動強化月間の設定 3回
- (3) 新規参入相談会への参加 1回

令和5年度の活動目標及び点検・評価

1 成果目標及び実績

(1) 農地の集積

目標・実績	農地集積率 目標	農地集積率 実績
	35.0 %	30.5 %
点 検 結 果	声掛けなどにより担い手への農地集積を進めることができたが、目標には届かなかった。	

(2) 遊休農地の発生防止・解消

目標・実績	緑区分の遊休農地 解消目標	緑区分の遊休農地 解消実績
	4 ha	1.7 ha
点 検 結 果	利用状況調査、利用意向調査の他、随時見回りや指導などを行っているが、目標には届かなかった。	

(3) 新規参入の促進

目標・実績	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	
	目 標	実 績
	43.0 ha	5.0 ha
点 検 結 果	農地の出し手情報をホームページに掲載する他、声掛けなど新規参入希望者への農地情報提供に努めた。	

2 活動目標と実績

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数 目標 7日/月
- (2) 活動強化月間の設定 目標 3回・実績 4回
- (3) 新規参入相談会への参加 目標 1回・実績 1回

詳しくは徳島市ホームページの農業委員会事務局のページ https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/shiyakusho/ka_ichiran/nogyo_iinkai.html の「最適化活動の目標及び点検・評価」の項目にあります。



農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された、徳島市の市街化調整区域内の農地の賃貸借（利用権設定）における賃借料水準（10aあたり年額）は、次のとおりです。

地区	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	算出データ数
大地区1（南部） （多家良・勝占・上八万・入田）	9,352	16,602	4,100	146
大地区2（西部） （不動・国府・南井上・北井上）	12,765	21,207	4,336	237
大地区3（北部） （川内・応神）	17,567	34,500	7,000	131
大地区4（その他） （大地区1～3に含まれない地区）	15,000	15,000	15,000	5

- （注） 1 この情報は、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値です。
 2 この情報は、全ての作物についての平均値を算出したものです。作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】徳島市農業委員会事務局（TEL088-621-5393）

徳島市のホームページに貸したい・売りたい農地の情報を掲載しています！

徳島市農業委員会では、新規就農者や経営規模を拡大したい農業者に向けて、耕作や管理ができなくなった農地の情報の提供をしています。随時更新していますので、興味のある方はホームページをご覧ください。

◆借りたい人・買いたい人

ホームページに掲載している農地の詳しい情報については、お問い合わせ下さい。

※耕作目的に限ります。

※新規就農者の買受・借受には一定の要件があります。

※農地の賃借、売買には農業委員会への手続きが必要です。



◆貸したい人・売りたい人

市内に耕作目的で貸したい農地・売りたい農地をお持ちの方はご連絡下さい。

※必ず耕作者が見つかるわけではありません。



問い合わせ先 徳島市農業委員会事務局（TEL 088-621-5393）

徳島市が保有している「スマート農業機器」を貸出します！

農業分野では、担い手の減少や高齢化により労働力不足が深刻な課題となっています。こうした課題の解消に向け、スマート農業機器を試用していただく事業を実施しています。

「スマート農業」とは …… ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。
(例：スマホで操作できる水田の水管理システムやアシストスーツ等)

【対象者】

- (1)申請時に市内に居住し、市内のほ場で生産する農業者
 - (2)申請時に市内に本拠を置き、農作物の生産を行う法人
- ※自家消費のみの人などは対象外



【貸出機器及び貸出期間】

貸出機器	貸出期間
●水田水位センサー+給水ゲート+ソケットホース (ほ場の水位をスマートフォンで確認し、遠隔操作で入水、止水が可能です。)	1か月以内
●マッスルスーツ (装着型の作業支援ロボットで腰の負担を軽減します。)	2週間以内
●一輪車電動化キット (手持ちの一輪車を電動化し、重たい運搬作業の負担を軽減します。)	2週間以内

【利用料】

無料

※ただし、貸出機器の運搬にかかる費用、貸出機器の亡失、毀損、故障、事故発生に伴う負担費用等貸出期間中にかかる費用は、借受者の負担となります。

【貸出機器の利用範囲】

- (1)スマート農機の導入検討に必要な効果の検証
※「スマート農機試用報告書」を貸出機器返却後1か月以内に提出していただきます。
- (2)スマート農機の普及・啓発



マッスルスーツ

【手続及び必要書類】

貸出希望者は、希望する貸出期間開始の1か月前までに、申請用紙に加えて、住所確認書類等の提出が必要ですので、事前に農林水産課までご相談ください。

問い合わせ先 徳島市農林水産課 産地づくり係 (TEL 088-621-5252)

農業委員会 視察研修報告

○視察概要

- 1 日程 令和6年3月5日(火)
- 2 視察先 ① 農事組合法人 志方東営農組合（兵庫県加古川市）
② 兵庫楽農生活センター（兵庫県神戸市西区）
- 3 参加者 農業委員・農地利用最適化推進委員 15人 事務局職員 2人

○視察報告

① 農事組合法人 志方東営農組合



区画整備された一面の麦畑（車窓から）

以前から各集落で集落営農が行われていたようですが、平成21年に農業生産の協業を図ることによる生産性向上や共同利益の増進を目的として、これらを一つにまとめて14集落からなる広域法人を設立。約300haの農地に麦・水稻・大豆等を栽培、14集落が営農組合の各支店として独立採算性をしき、その上に本店がある2階建ての組織になっています。

管内のほ場整備率は95%で遊休農地は無いとのことですが、専業農家がおらず、高齢化の進行や若い人の地域活動への協力意識の希薄化もあり、先行きは不安も多いとのことでした。

② 兵庫楽農生活センター

兵庫楽農生活センターは県立の施設で、農業試験場跡地の14haの敷地を活用して、県民向けの様々な農業体験や就農希望者への研修ができるほ場、ハウス施設、果樹園、里山体験林の他、農産物直売所、レストラン、パンなどの加工施設を有していました。

大都市圏ということもあり、県民への農業体験イベントは充実しており、親子農業体験や半年間の野菜栽培コース、有機農業塾の他、果物狩りやお菓子作りなど多数実施しています。

また就農希望者に対しては、約1年間、露地区画とハウス1棟を割り当てて、ほぼ毎日の研修で販売まで実践してもらった充実した内容で、受講生の8割以上が実際に就農しているそうです。



今後、個人農家としての継続が難しくなっている中で、地域で考えることや、いかに農業に興味を持ってもらい農業を守るかなど、委員会としても参考になった視察であったと思います。

農業者年金に加入しませんか！

●加入要件

- ① 「国民年金第1号被保険者であること」（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 「年間60日以上農業に従事していること」
- ③ 「65歳未満であること」（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）

●保険料（月額2万円～6万7千円）は自由に選べます。

※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入可能

●一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。（政策支援加入）

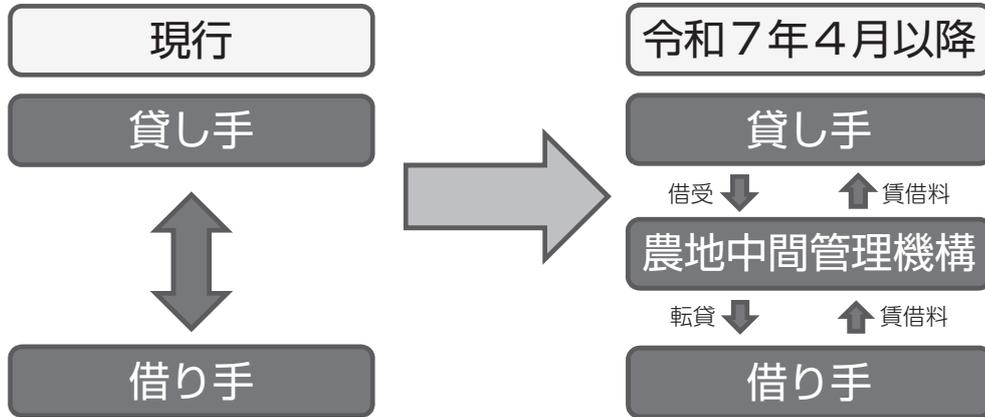
農業者年金のお問い合わせは

徳島市農業委員会事務局（TEL088-621-5394）まで



令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）」に移行します。

農地の貸借を規定している「農業経営基盤強化促進法」が改正され、当該法律に基づく農地の貸借（利用権設定）が令和7年4月以降、出来なくなり、原則として農地中間管理機構経由になります。令和7年3月公告分までは経過措置中につき、これまでと同じ扱いです。



農地中間管理機構についての詳細は、農林水産省HPをご覧ください！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



問い合わせ先 徳島市農業委員会事務局 TEL 088-621-5393

**相続などによって農地の権利を取得したときは
農業委員会への届出が必要です！**

相続などで農地の権利を取得した場合は、法務局での登記完了後に農業委員会への届出（農地法第3条の3の規定による届出書）が必要です。

申請書は、徳島市農業委員会事務局のHPでダウンロードできる他、窓口にもご用意しています。

所有権を取得したことを証する資料として、届出書と合わせて、権利登記後の登記簿謄本の写し、もしくは登記識別情報通知の写しをご提出ください。

賃借権を相続した方は、別途申請に必要な書類がありますので、農業委員会までご相談ください。

※令和6年4月1日から法務局への相続登記の申請が義務化されました。

相続登記がされないことにより、所有者不明土地が増加しており、特に農地においては、荒廃農地の増加や担い手への農地集積が円滑に進まないなど、農地の有効利用が妨げられることが懸念されています。

このような状況のなか、所有者不明土地の予防の観点から、法務局への不動産登記の申請が義務化されました。

なお、令和6年4月1日より前に相続した土地も、相続登記されていないものは義務化の対象になるのでご注意ください。

問い合わせ先 徳島市農業委員会事務局

TEL088-621-5393

農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき毎年、農地の「利用状況調査」（農地パトロール）を実施しています。今年も、8月から10月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地を調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 遊休農地とは

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
 - ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地
- ※ 作付けができていなくても、維持管理（草刈等）が行われていれば、遊休農地とはなりません。



◆ 遊休農地と判断したら

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して、「利用意向調査」を行っています。今後、どのように利用するのかについて、調査にご協力ください。

<利用意向の選択肢>

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける
- ② 自ら買い手や借り手を探して売却または貸し付ける
- ③ 自ら耕作する
- ④ その他（買い手、借り手を探してほしい等）

※ 農地中間管理機構とは、知事の指定を受けて、農地の貸借を進める機関です。

遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします

◆ 定期的に草刈りをして農地を管理しましょう

農地の所有者は農地を守る義務が農地法によって定められています。

耕作放棄された農地は、雑草が生い茂り、種の飛散や害虫が発生します。また、近年増え続けるイノシシなど有害鳥獣の隠れ場所になるなど、近隣の農地の所有者及び使用者や住民に迷惑がかかります。

農地の所有者の方は、草刈りなど適正な管理をお願いします。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局（TEL 088-621-5393）

※ 農地中間管理機構への農地の貸借についての問い合わせは、

徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）（TEL 088-624-7247）

または、徳島市農林水産課（TEL 088-621-5246）まで。

「田畑もご縁も実らせ隊」～登録型お見合い事業～

徳島市農業後継者パートナー事業推進協議会（徳島市農業委員会・JA徳島市）では、農業後継者の婚活をサポートしています。会員登録していただいた独身男女を農業委員がお引き合わせします。

まずは登録から始めてみませんか。

登録

●受付窓口

- ①農業委員会事務局（窓口・郵送）
- ②農業委員・農地利用最適化推進委員
- ※受付時に免許証等で本人確認をさせていただきます。

●登録に必要なもの

- ①マッチングシート（登録用・公開用）
- ②誓約書
- ③写真（顔写真・全身写真）※スナップ写真可
- ※①②は農業委員会事務局、JA各所にあります。
- 市ホームページからダウンロードもできます。

登録できるのは…

- 20歳以上の方で、
- ① 徳島市で農業に従事している方か、農家の後継者または、
 - ② ①の人と結婚し、徳島市に住んでもよいと考えている方です。

情報提供

登録者に異性の方のマッチングシート（公開用）を送付。

お相手探し

気に入ったお相手が見つかったら、お見合いの申込み。

お見合い

お相手の方もOKなら、いざお見合い。農業委員等が同席して、2人の出会いをサポートします。



※登録料・年会費は不要です。（ただし、お見合いの際の、お茶代等の実費についてはご負担ください。）

※マッチングシートに記載された個人情報、関係法令に基づき適切に管理し、目的以外の利用や第三者への提供は行いません。

詳しくは…徳島市ホームページをご覧くださいか、
徳島市農業委員会事務局（TEL621-5394）までお問い合わせください。



全国農業新聞を購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

発行日 毎週金曜日（月4回）

発行所 全国農業会議所

購読料 1か月700円（税込み）

購読のお申し込みは、徳島市農業委員会事務局（TEL088-621-5394）まで



とくしま農業委員会だよりの配布方法について

諸事情により、令和6年度からは戸別配布は行わず、設置対応といたします。ご不便をおかけしますが、どうぞお手に取ってお楽しみください。本市ホームページにも掲載しています。

【設置場所】

- ・農業委員会事務局窓口
- ・本市の各支所・各コミュニティセンター
- ・JA徳島市の各支所・各事務所